

収支報告書（令和6年分）

（平成 年 月 日開催パーティー分）

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

* 1～4は提出日現在の内容を記入

ふ り が な

1 政治団体の名称

こうふくじつげんとう ぐん まひがしこうえんかい
幸福実現党 群馬東後援会

2 主たる事務所の所在地

桐生市相生町5丁目6番地の13

3 代表者の氏名

渡邊 正雄

4 会計責任者の氏名

小川 幸子

（受付印）



政治団体の区分

政 党

☐ 政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

☒ その他の政治団体
（資金管理団体を含む）

☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 群 馬 県 内

収支報告書作成担当者の氏名

渡邊 正雄

（電話連絡先）

0277-52-8995

（選管使用欄）

番 号

4216

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類
（選挙区等）

（現・候）

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

公職の種類
（選挙区等）

（現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	183,005
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	99,999
(本年の収入額)	-----C	83,006
支 出 総 額	-----D	83,880
翌年への繰越額	-----E=A-D	99,125

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	* 会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金 額	-----	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人

(2) 寄 附	* 本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	83,000	(その7)に内訳を記載
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載 ←
(ウ) 政治団体からの寄附	0	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	83,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附	0	(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	83,000	

政党(支部を含む)
及び政治資金団体
以外は法人その他の
団体からの寄附
を受けられない

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	1件あたりの金額が10万円以上の場合は個別に記載し、10万円未満の場合は一括して合計額を「1件10万円未満のもの」に記載すること。
1件10万円未満のもの	6	
合 計	6	

(その7)

※寄附者の区分ごとに別葉とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		
			1. 個人		
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0		同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。 遠贈によってする寄附は、「備考」欄に「遠贈」と記載すること。		
そ の 他 の 寄 附	83,000				
合 計	83,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備	考
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出(再掲)※	
1 経常経費	(1) 人 件 費	0		
	(2) 光 熱 水 費	0		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
	(4) 事 務 所 費	0		
	小 計 (経常経費の計)	0	0	
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	0		
	(2) 選 挙 関 係 費	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	0	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣 伝 事 業 費	0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ そ の 他 の 事 業 費	0		
	(4) 調 査 研 究 費	0		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	83,000		
	(6) そ の 他 の 経 費	880		
	小 計 (政治活動費の計)	83,880	0	
合 計		83,880	※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、 (その16) 本部・支部間の交付金支出の内訳と対応	

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 イ.宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費									
		(寄附) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)									
支出の目的	金 額							年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
		十億	百万	千	円						
寄附				63000	0			61026	幸福実現党 森田 高崎市若松野200		
この頁の小計				63000	0						
その他の支出				20000	0						
合 計				83000	0						

1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)
←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1) 組織活動費 (2) 選挙関係費 (3) ア. 機関紙誌の発行事業費 イ. 宣伝事業費 ウ. 政治資金パーティー開催事業費 エ. その他の事業費 (4) 調査研究費 (5) 寄附・交付金 (6) <u>その他の経費</u>					
		(振込手数料) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
この頁の小計	0	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	880	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	880						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 17 日

政治団体の名称

幸福実現党 群馬東後援会

会計責任者の氏名

小川 幸子



* 代表者の氏名については、解散する年の収支報告書にのみ記入・押印すること（通常は不要）。

代表者の氏名



* 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届（資金管理団体のみ）」も同時に提出すること。